



消費者機構日本

ニュースレター 192 号

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 6 階
TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077 ホームページ <http://www.coj.gr.jp/>
発行人：二村 睦子 編集責任者：板谷 伸彦

・・CONTENTS・・

1. 年頭所感 / 代表理事 理事長

年頭所感 「連携」による消費者団体訴訟制度の機能強化と新たな可能性

特定非営利活動法人 消費者機構日本

代表理事 理事長 二村 睦子



新年明けましておめでとうございます。旧年中は多くの皆様に当機構の活動にご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

昨年、消費者機構日本は設立 20 周年を迎えました。折しも消費者法制度のパラダイムシフトが議論される中、消費者団体訴訟制度についてもこの先のビジョンを考える機会とするべく、敢えて研究会的な公開シンポジウムとして 6 月と 9 月に連続開催しました。6 月シンポは「COJ の 20 年を振り返る」としてこれまでの歩みに焦点を当て、9 月シンポでは視線を未来に移して「消費者団体訴訟制度の一層の活用に向けて」をテーマに、少し遠いスパンで解決を求めていく課題、近い時期に解決を求めたい課題、従前からある足下の課題、に分けて議論しました。（議論の詳細につきましては当機構ホームページに報告を掲載していますので是非ご覧いただければと思います）。

https://www.coj.gr.jp/event/topic_241122_01.html

制度の担い手である適格消費者団体の人的・資金的困難だけに注目すると持続可能性が危ぶまれる状況にも見えますが、歴史的な流れの中で団体訴訟制度の展開を考える時、その先駆として消費者分野に誕生した消費者団体訴訟制度の意義は大きく、また可能性も広がっていると感じることができます。

当面の対策のキーワードは連携促進だと思います。これまで「適格消費者団体が消費者団体訴訟制度を活用する」として進めてきましたが、その主語を微妙に置き換えて「関係機関・団体・市民社会が、適格消費者団体を通じて、消費者団体訴訟制度を活用する」と言った形に転換していけないでしょうか。消費者分野においても関係機関・団

体とのコーディネーションを改善することで消費者団体訴訟制度の機能を高めていく余地がまだまだありますし、さらに団体訴訟制度の無い環境や人権などの分野についても、その分野で問題解決に取り組む新しい仲間と結びつくことによって、消費者分野に関連づけて消費者団体訴訟制度を活用していく可能性があるからです。

こうした可能性を拓いていくためには、何よりも当事者である適格消費者団体からの発信が欠かせません。実際の制度活用の際して関係機関・団体・市民社会に連携を働きかけていくとともに、連携促進のための提案を強化していく必要があると考えています。

あわせて、私たち団体の業務レベルの向上も課題です。昨年から運用を開始した業務システムの定着と更なる改善を進めるとともに、未整備に止まっている簡易確定手続きについても関係の皆様と協力して業務システムの整備を進めていきたいと考えています。

消費者団体訴訟等支援法人（スマイル基金）や全国の適格消費者団体との連携を深め、全体として機能を高めていければと考えています。本年も変わらぬご支援をよろしくお願いいたします。

・・END